

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		大宮聖苑の利用許可
根拠条例・規則名		さいたま市斎場及び火葬場条例
条 項		第 7 条
所 管 部 課		保健福祉局 保健部 大宮聖苑管理事務所（電話：048-682-2800）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	以下に該当すると認めるときは、利用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 火葬が困難な動物を小動物炉で火葬しようとするとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、斎場等の管理上支障があるとき又は市長が適当でないときと認めるとき。
	設定等年月日	平成 1 6 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	即日
	設定等年月日	平成 1 6 年 7 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		